

921-8151 金沢市窪5丁目164番地 郵便区内特別

金谷 二郎 様

իլ-Ոլիքիիկիիլի-իլի-իլի-իլիդքիիլ-դեղեղեղեղել-իլել-իլիկիլ

10020630#

重 要

児童手当現況届在中

金沢市福祉総務課

(本庁舎2階)

(920-8577) 金沢市広坂1丁目1番1号 電話(076)220-2285 FAX(076)220-2360

この届の提出期限は、平成28年6月30日(木)です。 〈郵送で提出される場合は6月30日(木)消印有効です。〉

> 提出がない場合には、6月分以降の手当が、 受けられなくなりますので、ご注意ください。

〈記載事項〉 ※平成28年6月1日の状況を記載してください。

◆記載欄

「提出年月日」「受給者の氏名」「配偶者の有無」「加入している年金等」「電話番号」「受給者の勤務先」「(受給者との)続柄」「配偶者の氏名」「配偶者の住所(別居の場合のみ)」「配偶者の勤務先」を記載してください。

◆確認欄

すでに記載されている欄は内容を確認し、変更のある場合は訂正してください。

※監護とは同居・別居に関わらず、お子さんを養育していることをいいます。

〈添付書類〉

- ◆次の(1)~(3)に該当の方は添付書類が必要です。
- (1)国民年金以外の年金加入者

受給者本人の健康保険証の写しを提出してください。 ⇒現況届の用紙中央に貼付欄がございます。

(任意継続の方は、国民年金に加入となります。)

(2)平成28年1月2日以降に金沢市に転入された方

平成28年1月1日現在住民登録していた市区町村発行の「平成28年度(27年中)児童手当用所得証明書」が1部必要です。

※受給者の所得証明書に配偶者控除の記載がない場合は、 配偶者の所得証明書も1部必要です。

※すでに平成27年度(26年中)所得証明書を提出された方も、所得の確認年度がかわりますので改めて提出していただくことになります。

(3)受給者と児童の住民登録地が異なる方

(ア)金沢市内で受給者と児童が別の住所の場合 「別居監護申立書」が1部必要です。

※用紙は窓口もしくは市のホームページにあります。

(「金沢市 児童手当」で検索)

児童のマイナンバーを記入する欄があるため、免許証な ど受給者の本人確認書類が必要です。

※マイナンバー提供による本人確認書類の詳細は市の ホームページをご確認ください。

(4)児童の住民登録地が金沢市以外の場合

上記の「別居監護申立書」のほか、児童の住民登録のある市区町村発行の「児童の属する世帯全員の住民票(世帯主との続柄、戸籍筆頭者が分かるもの)」が1部必要です。